

片平非常口工事用道路安全設備新設工事における 環境保全について

令和2年2月

東海旅客鉄道株式会社

目 次

	頁
第1章 本書の概要	2
第2章 工事の概要	2
2-1 工事の概要	2
2-2 工事位置	2
2-3 人道橋の概要	5
2-4 施工手順	6
2-5 工事工程	11
2-6 工事用車両の運行	11
第3章 環境保全措置の計画	13
3-1 環境保全措置の検討方法	13
3-2 環境保全措置を検討した事業計画地	13
3-3 工事による影響を低減させるための環境保全措置	13
3-3-1 大気環境（大気質、騒音、振動）	14
3-3-2 水環境（水質）	17
3-3-3 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）	18
3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を 低減させるための環境保全措置	20
3-5 環境保全措置を実施していくにあたっての対応方針	26
第4章 計測管理	26
4-1 計測管理の実施計画	26

第1章 本書の概要

本書は、片平非常口工事用道路安全設備（以下、「人道橋」とする。）新設工事を実施するにあたり、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【神奈川県】平成26年8月」（以下、「評価書【神奈川県】」とする。）、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）法対象条例環境影響評価書【川崎市】平成26年8月」（以下、「評価書【川崎市】」とする。）、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【東京都】平成26年8月」（以下、「評価書【東京都】」とする。）、「『中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【神奈川県】』に基づく事後調査計画書（平成26年11月）」（以下、「【神奈川県】事後調査計画書」とする。）、「『中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【東京都】』に基づく事後調査計画書（平成26年11月）」（以下、「【東京都】事後調査計画書」とする。）に基づいて工事中に実施する環境保全措置の具体的な計画について取りまとめたものである。

なお、本書は人道橋新設を対象としており、片平非常口及び片平非常口工事用道路については、工事に着手する前に、別途、環境保全の計画をとりまとめる。

第2章 工事の概要

2-1 工事の概要

- ・ 工事名称 片平非常口工事用道路安全設備新設
- ・ 工事契約期間 令和元年12月27日～令和2年8月31日
- ・ 工事場所 神奈川県川崎市麻生区片平
- ・ 本工事の内容 橋長10.8m、幅員2.8m（有効幅員2.0m）の人道橋新設
- ・ 本工事の作業時間 8時～18時
※上記の時間帯は、現地での作業開始、作業終了時間とする。
※工事用車両の出入りは9時～17時とする。
- ・ 休工日 日曜日
※工事の進捗、作業の内容、運搬物の状況等により、やむを得ず、上記以外の時間や休工日に作業や運搬を行うことがある。

2-2 工事位置

人道橋新設工事の工事位置は、図2-1及び図2-2の通りである。

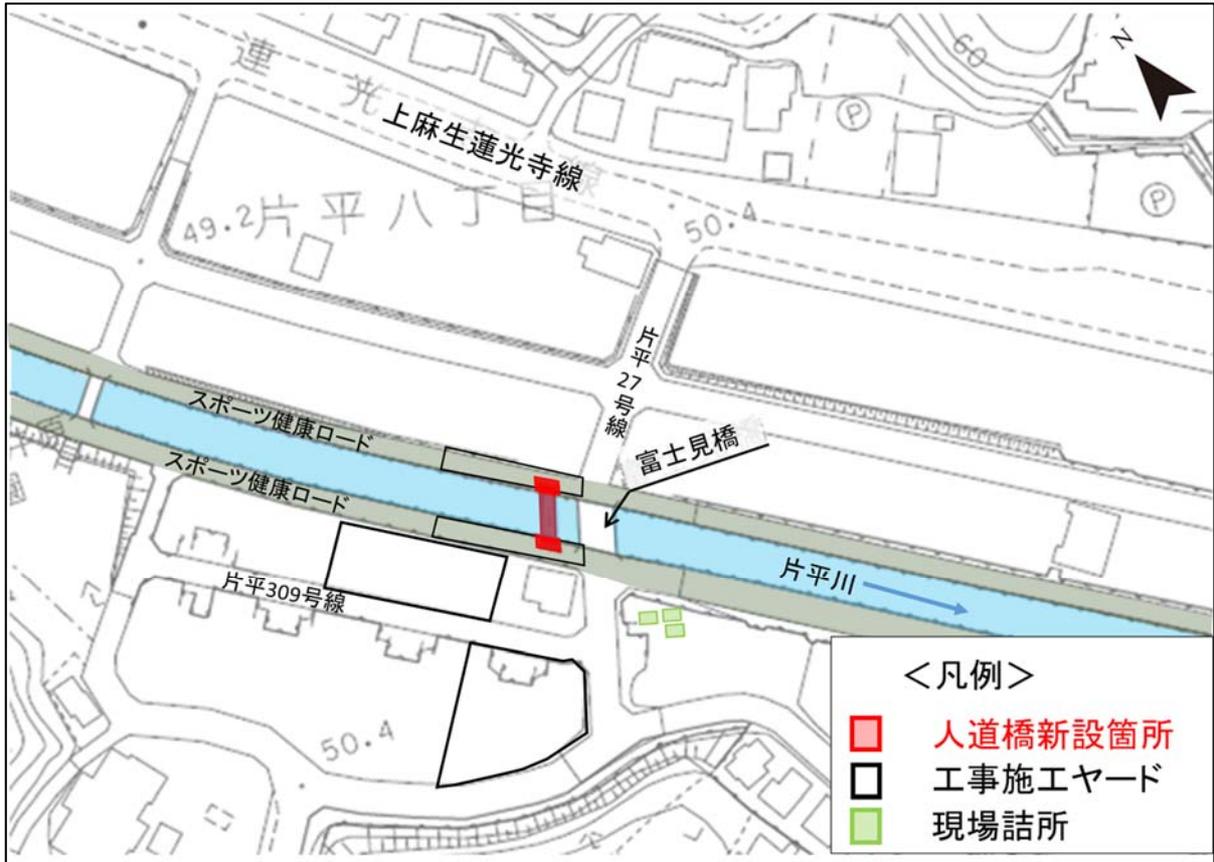


図 2-2 人道橋新設工事の工事位置（詳細）

2-3 人道橋の概要

人道橋の概要を図 2-3 に示す。人道橋は橋長 10.8m であり、基礎に鋼管杭 $\phi 400$ を有する逆 T 式橋台に、PC 単純床版桁を架設する計画である。

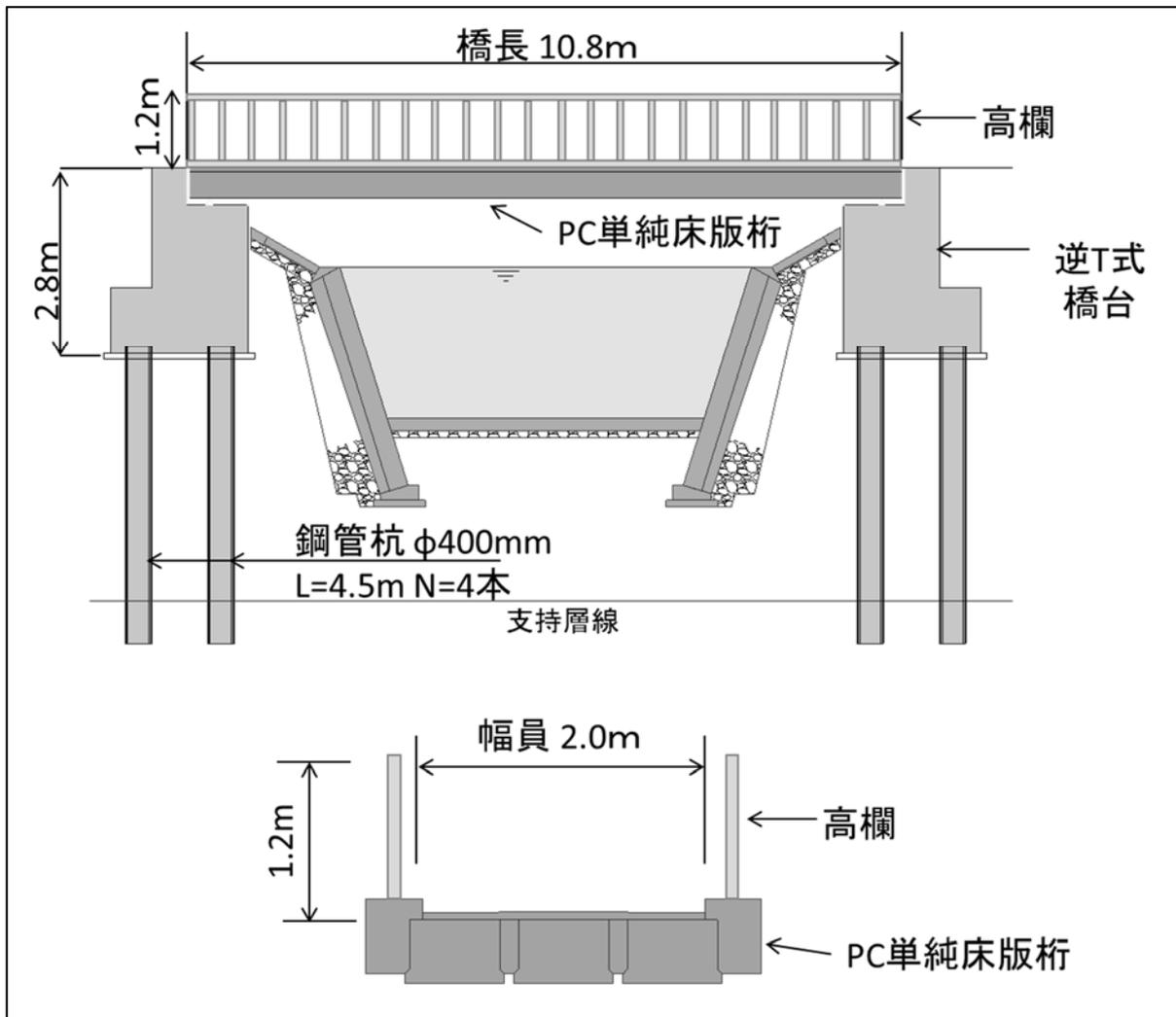


図 2-3 人道橋の概要

※この図は現時点での計画概要であり、最終形とは異なる場合がある。

2-4 施工手順

施工手順の概要を図 2-4 に、準備工、橋梁基礎工、仮土留工・掘削工、橋梁構築工、工事施工ヤード復旧工の施工位置及び手順を図 2-5 に示す。なお、協議の結果や現地の状況及び工事の進捗等により、以下に示す施工手順等が変更となる場合がある。

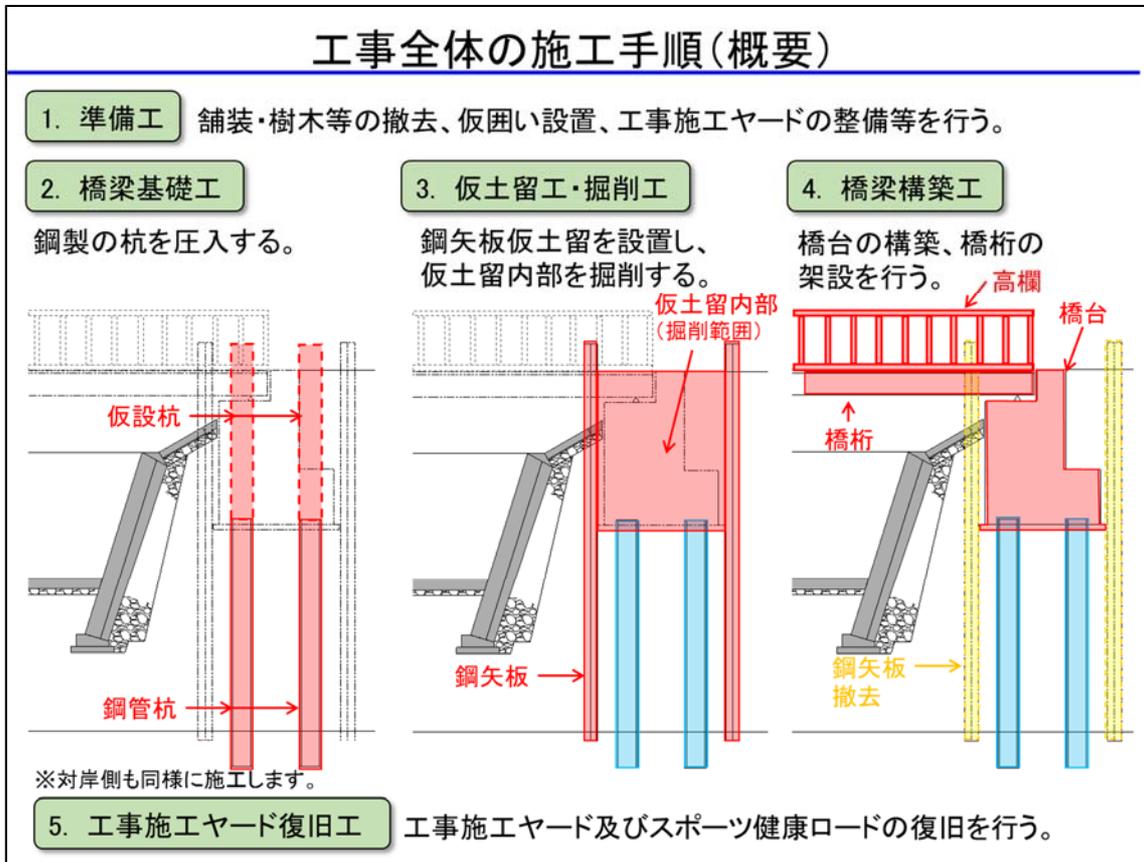


図 2-4 施工手順の概要

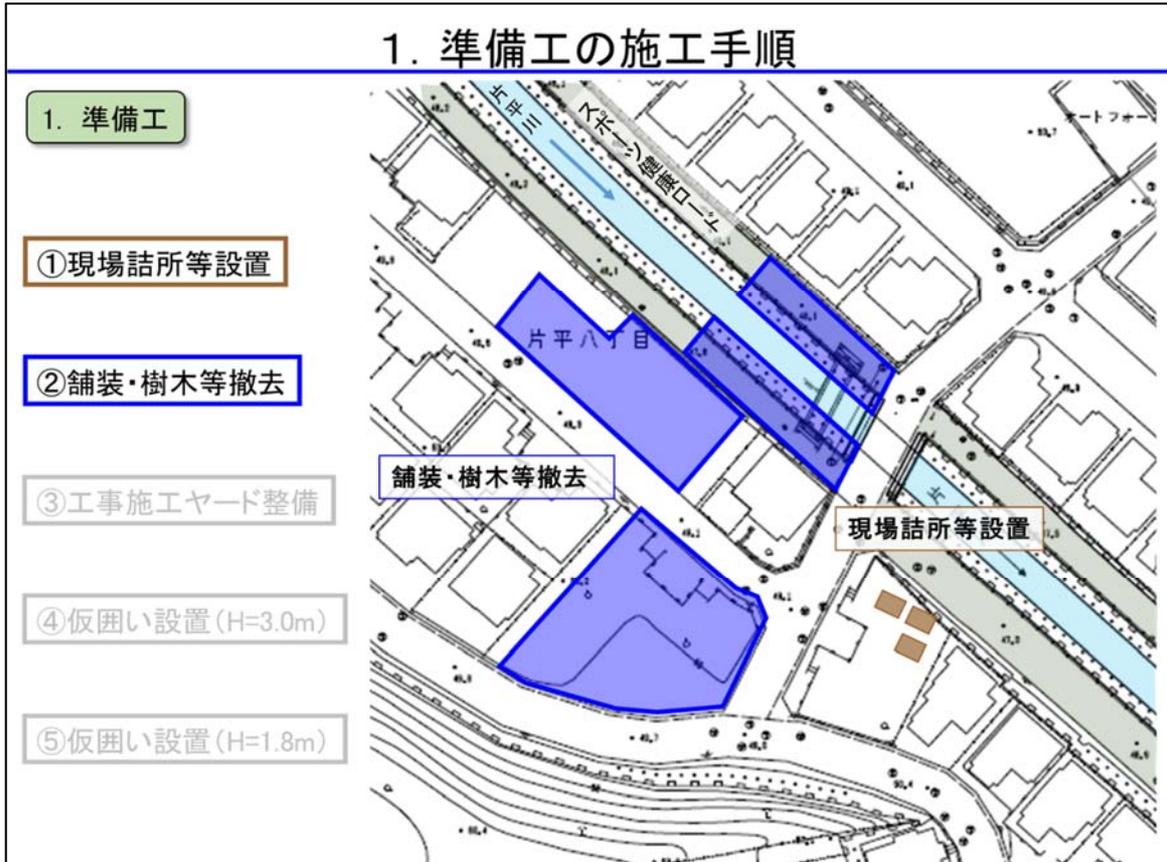


図 2-5(1) 準備工の施工手順①

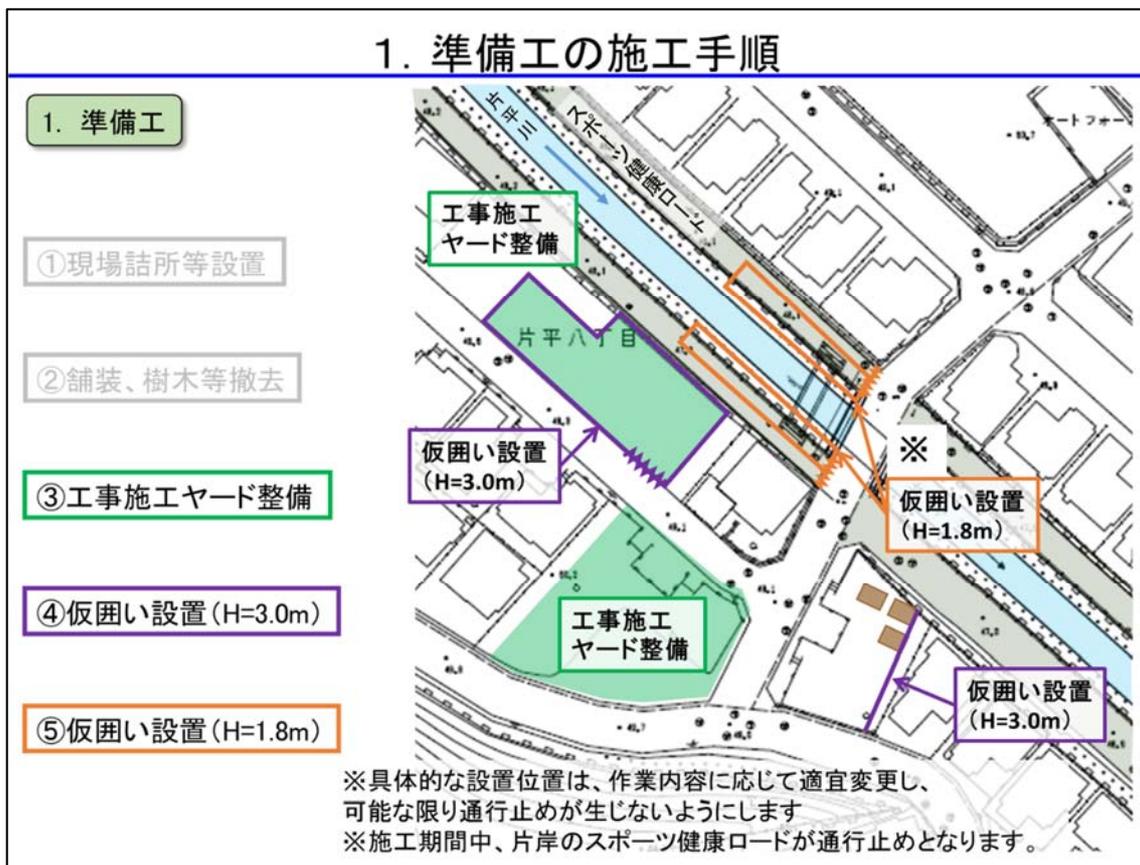


図 2-5(2) 準備工の施工手順②

1. 準備工の施工手順

①現場詰所等設置



②舗装・樹木等撤去



③工事施工ヤード整備



④仮囲い設置 (H=3.0m、1.8m)



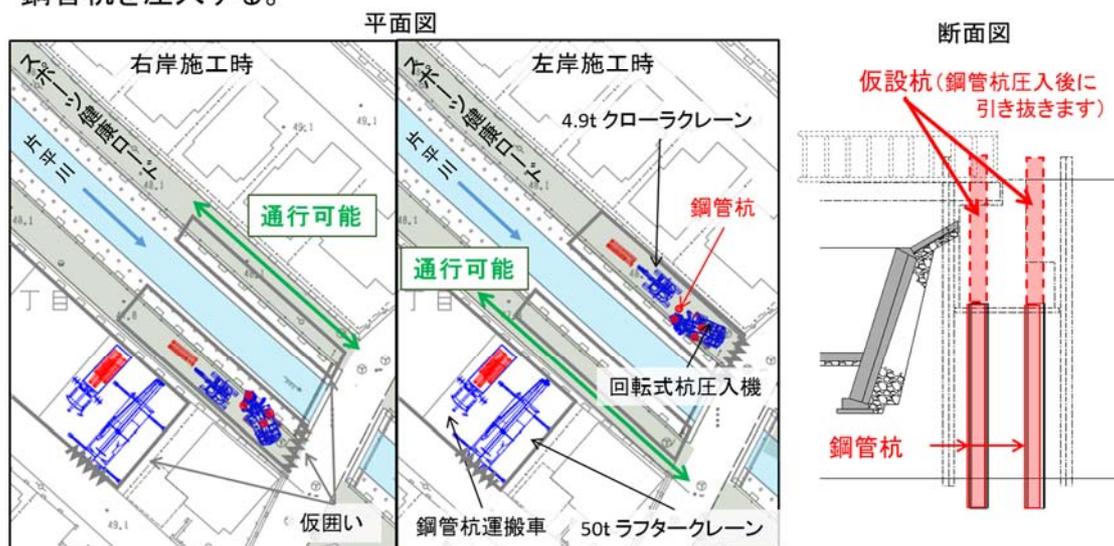
※類似工事の写真を掲載しています。
 ※施工手順は、現地の状況等により変更となる場合があります。

図 2-5 (3) 準備工の施工手順③

2. 橋梁基礎工の施工手順

2. 橋梁基礎工

騒音・振動の小さい回転式杭圧入工法にて
 鋼管杭を圧入する。



※右岸、左岸で順次施工を行います。
 ※施工期間中、片岸のスポーツ健康ロードが通行止めとなります。

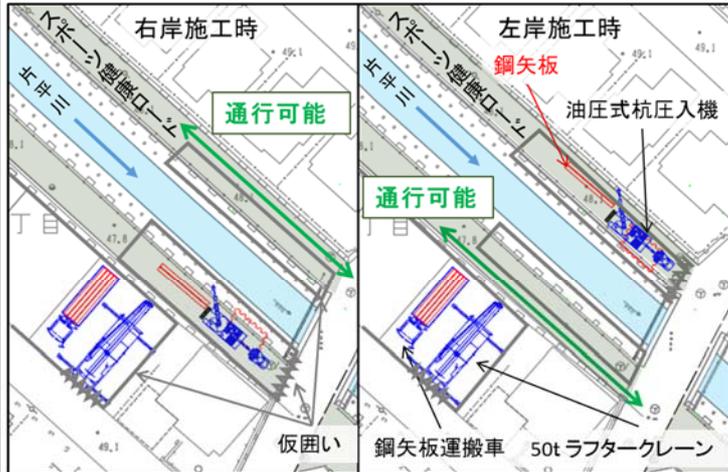
図 2-5 (4) 橋梁基礎工の施工手順

3. 仮土留工・掘削工の施工手順

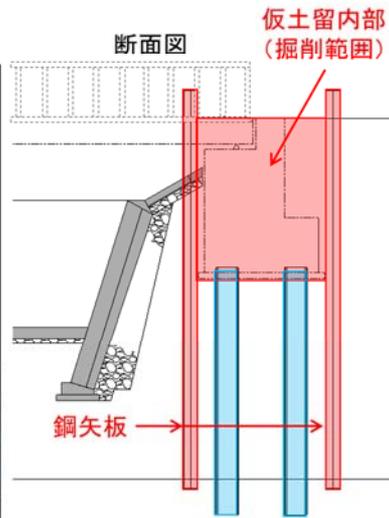
3. 仮土留工・掘削工

騒音・振動の小さい油圧式杭圧入工法にて
鋼矢板を圧入し、鋼矢板の仮土留を設置する。
仮土留内部を掘削する。

平面図



断面図



※右岸、左岸で順次施工を行います。
※施工期間中、片岸のスポーツ健康ロードが通行止めとなります。

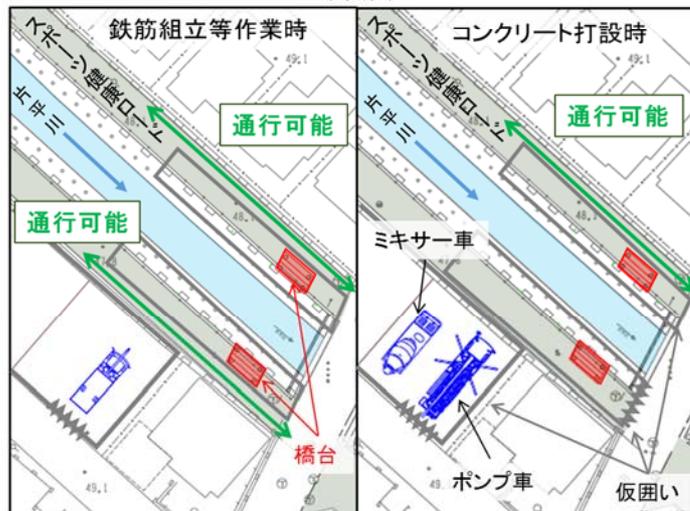
図 2-5 (5) 仮土留工・掘削工の施工手順

4. 橋梁構築工の施工手順

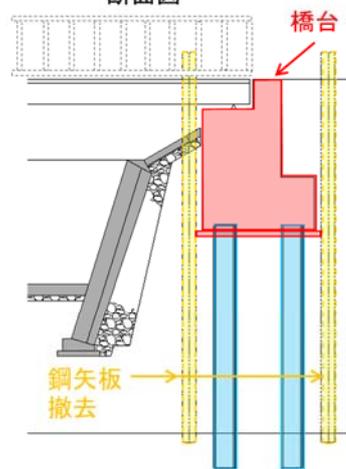
4. 橋梁構築工

橋台を構築し、周囲を埋め戻す。
鋼矢板を引き抜き、後処理を行う。

平面図



断面図



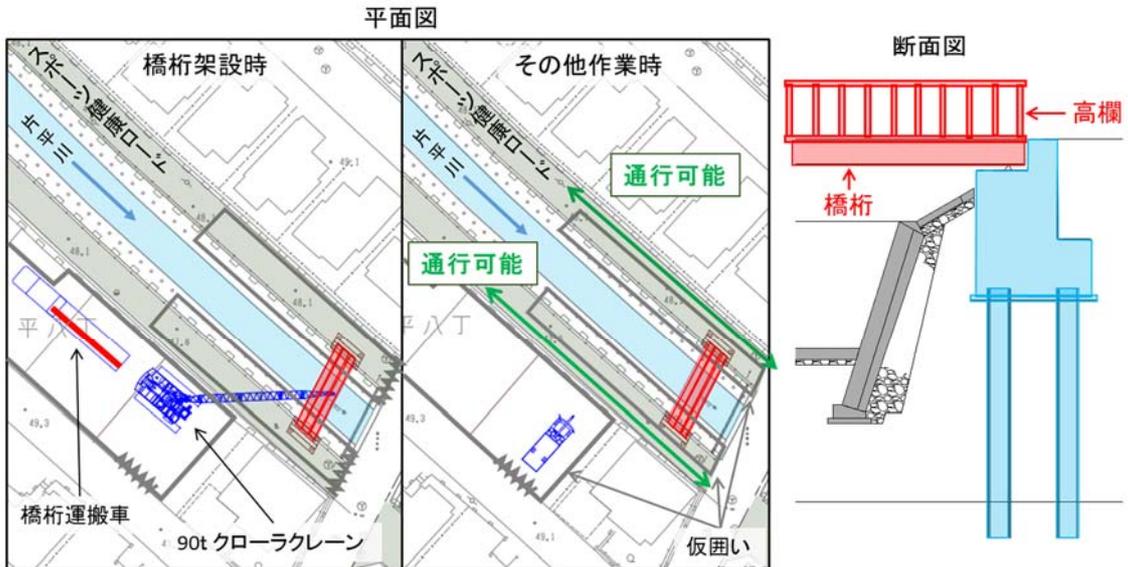
※右岸、左岸で順次施工を行います。
※材料搬入等により、スポーツ健康ロードの片岸が一時通行止めとなります。

図 2-5 (6) 橋梁構築工の施工手順①

4. 橋梁構築工の施工手順

4. 橋梁構築工

90tクローラークレーンにて橋桁を架設する。
 その他、歩行面の仕上げ、高欄工を行う。



※橋桁架設時は、スポーツ健康ロードは両側通行止めとなります。

図 2-5 (7) 橋梁構築工の施工手順②

5. ヤード復旧工の施工手順

5. 工事施工ヤード復旧工

工事施工ヤードを復旧する。
 河川管理通路の舗装等を復旧する。

①スポーツ健康ロード復旧

②工事施工ヤード復旧

③現場詰所等撤去

※右岸、左岸で順次施工を行います。
 ※施工期間中、片岸のスポーツ健康ロードが通行止めとなります。

図 2-5 (8) ヤード復旧工の施工手順

2-5 工事工程

工事工程を表 2-1 に示す。なお、本工程は令和 2 年（2020 年）2 月時点での予定である。

表 2-1 工事工程

項目 \ 月	2020年								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
準備工		■							
橋梁基礎工			■						
仮土留工・掘削工				■					
橋梁構築工					■	■	■	■	
工事施工ヤード復旧工								■	

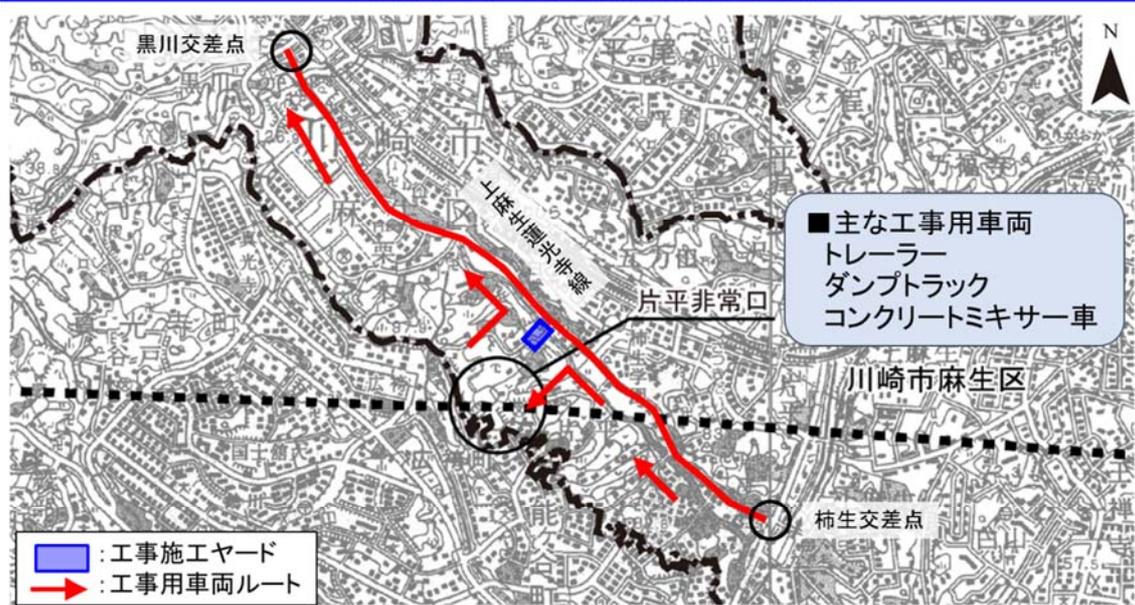
※工程については、工事の状況等により変更になることがある。

2-6 工事用車両の運行

使用する主な工事用車両は、資機材等の運搬用のトラックやトレーラー、発生土等の運搬用のダンプトラック及びコンクリートの運搬用のコンクリートミキサー車などである。本工程における工事用車両の想定台数は、準備工のヤード整備に伴う土砂搬出で片道 1 日約 10 台、橋梁構築工におけるコンクリート打設で片道約 6 台、その他の作業で片道約 5 台を考えている。

工事用車両の主な運行ルートをもとに、図 2-6 に示す。なお、工事施工ヤード周辺には交通誘導員を配置する。また、作業内容等を踏まえて、必要に応じて交通誘導員を追加する。

工事用車両の運行計画(全体)

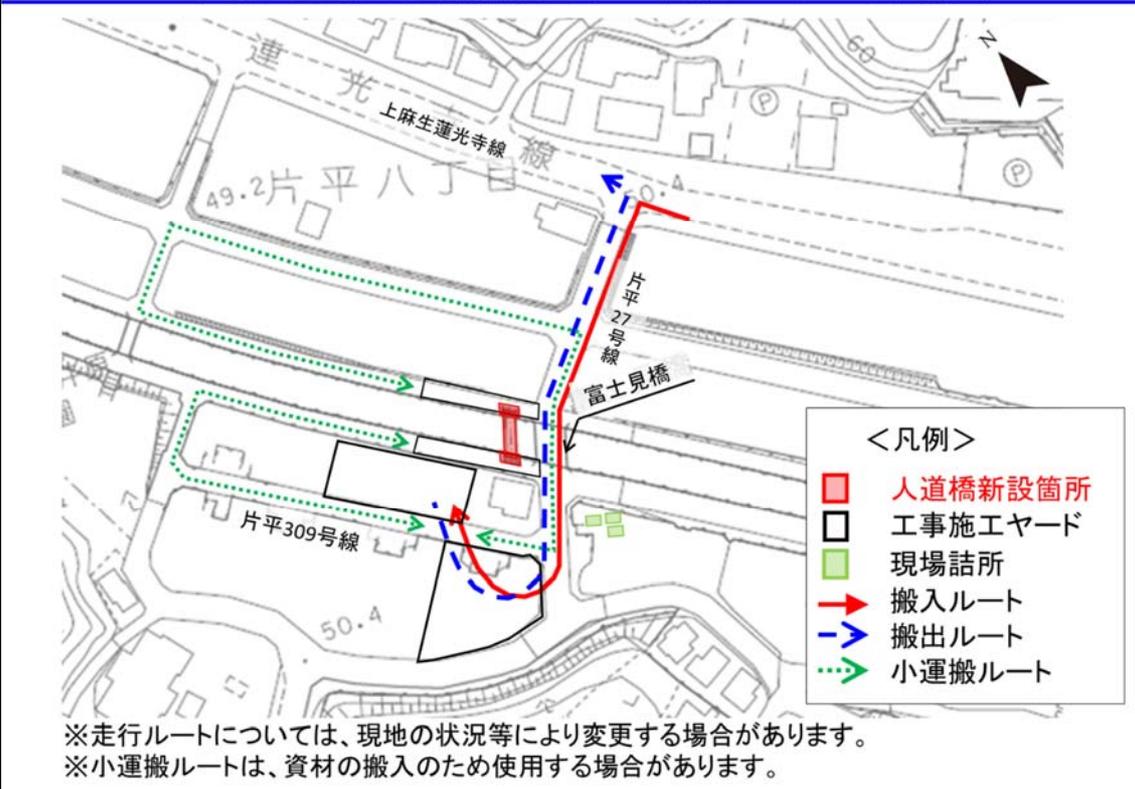


工事用車両は、上麻生蓮光寺線を利用して、
資材及び機械の運搬を行います。

※走行ルートについては、現地の状況等により変更する場合があります。

図 2-6 (1) 工事用車両の主な運行ルート (全体)

工事用車両の運行計画(工事施工ヤード周辺)



※走行ルートについては、現地の状況等により変更する場合があります。
※小運搬ルートは、資材の搬入のため使用する場合があります。

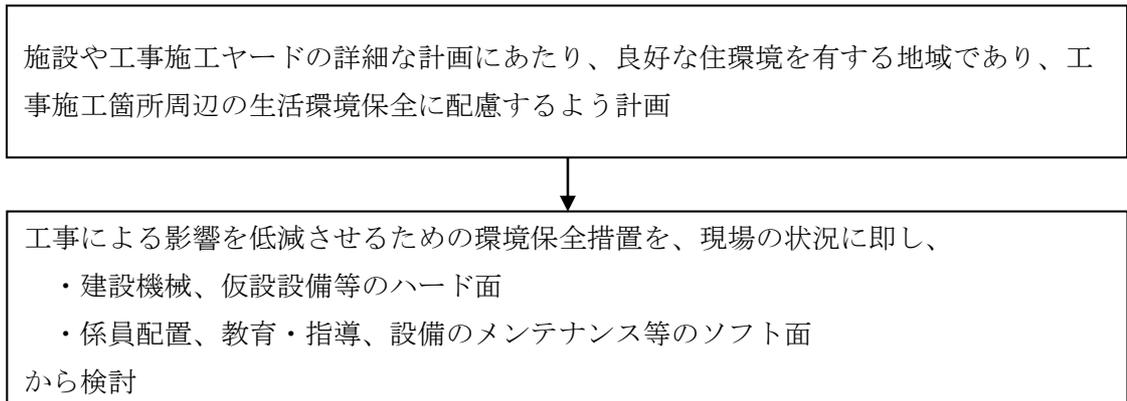
図 2-6 (2) 工事用車両の主な運行ルート (工事施工ヤード周辺)

第3章 環境保全措置の計画

3-1 環境保全措置の検討方法

評価書【神奈川県】、評価書【川崎市】及び評価書【東京都】で予測した結果をもとに、評価書【神奈川県】、評価書【川崎市】及び評価書【東京都】に記載した環境保全措置について、現地の状況に合わせて下記に示す具体的検討手順により採否を検討した。なお、本工事施工ヤード付近において、重要な種又は注目種等が確認されなかったため、重要な種又は注目種等の生息・生育地の回避検討は実施しない。

(具体的検討手順)



3-2 環境保全措置を検討した事業計画地

今回、環境保全措置を検討した事業計画地は、川崎市麻生区片平である。

3-3 工事による影響を低減させるための環境保全措置

工事による影響を低減させるため、本工事において実施する環境保全措置について、工事の内容や周辺の状況を考慮し、以下の通り計画する。

3-3-1 大気環境（大気質、騒音、振動）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-1 及び図 3-1 に示す。

表 3-1(1) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (粉じん等) 騒音	仮囲い・防音シート等の設置	仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで設置することで、粉じん等の拡散や騒音を低減でき、防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる（防音シートの遮音性能は、透過損失 10dB とされている（ASJ CN-Model 2007））。	本工事では、周辺環境を考慮し、工事施工ヤードの周囲に高さ 3.0m、または 1.8m の仮囲い（写真①）を設置する計画とした。 また、騒音対策として、防音シートを設置する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	排出ガス対策型建設機械の採用	排出ガス対策型建設機械を使用する。また、必要に応じて周辺環境への影響を考慮し、できる限り二次対策型又は、三次対策型の機械を使用することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	本工事の工事施工ヤードで使用する建設機械は、できる限り二次対策型又は三次対策型の排出ガス対策型を使用する計画（写真②）とした。
大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等) 騒音 振動	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音及び振動の発生を低減できる。	本工事の工事施工ヤードで使用する建設機械は、工事規模を想定して必要以上の規格、配置及び稼働とならない計画とした。

表 3-1(2) 大気環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質、粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により偏った 施工を避けることで、二酸化 窒素、浮遊粒子状物質、粉じ ん等、騒音及び振動の局地的 な発生を低減できる。	本工事の工事施工ヤードで使 用する建設機械が、偏った施工 とならないように配置・稼働さ せる計画とした。
騒音 振動	低騒音・低振動 型建設機械の 採用	低騒音・低振動型建設機械の 採用により、騒音、振動の発 生を低減できる。	本工事の工事施工ヤードで使 用する建設機械は、低騒音・ 低振動型建設機械を使用する 計画（写真②）とした。ま た、騒音・振動の小さい回転 式杭圧入工法及び油圧式杭圧 入工法を採用する計画とし た。

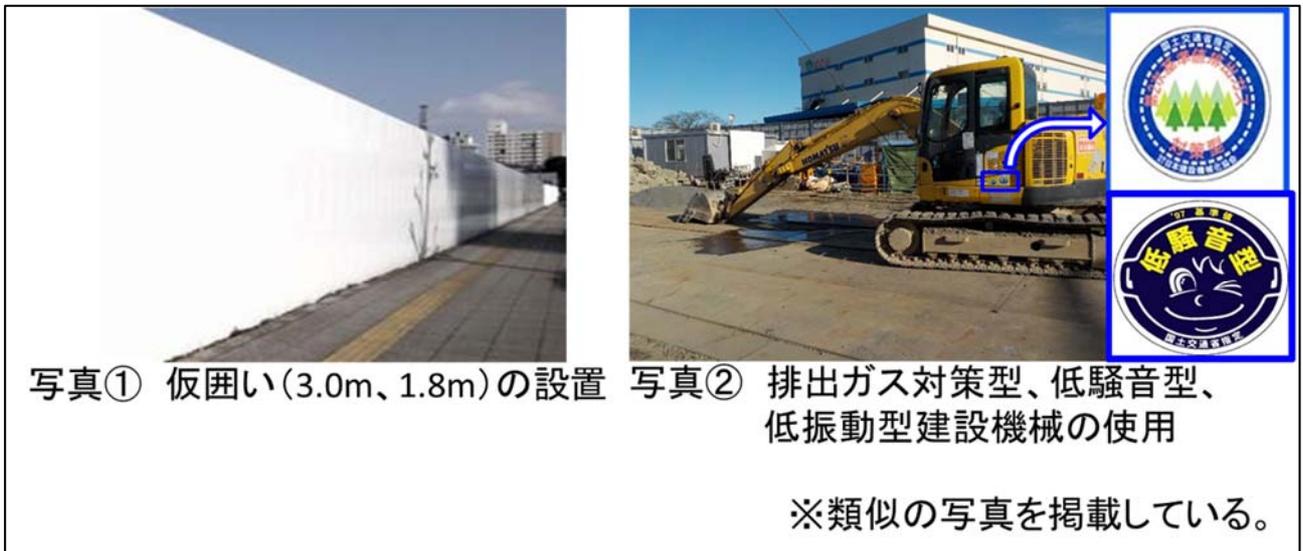


図 3-1 本工事の工事施工ヤードにおける大気環境に関する計画面の環境保全措置

工事中は、表 3-2 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに、適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-2 大気環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動	建設機械の使 用時における 配慮	工事の実施にあたって、高負 荷運転の防止、アイドリング ストップの推進等により、二 酸化窒素、浮遊粒子状物質、騒 音及び振動の発生を低減でき る。	本工事の工事施工ヤードで 建設機械の稼働に従事する 者に対して、高負荷運転の防 止及びアイドリングスタッ プを講習・指導する計画とし た。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動	建設機械の点 検及び整備に よる性能維持	法令上の定めによる定期的な 点検や日々の点検及び整備に よる、建設機械の性能を維持 することで、二酸化窒素、浮遊 粒子状物質、騒音及び振動の 発生を低減できる。	本工事の工事施工ヤードで使 用する建設機械は、法令上の 定めによる定期的な点検や 日々の点検及び整備を行い、 建設機械の性能を維持する計 画とした。
大気質 (粉じん等)	工事現場の清 掃及び散水	工事現場の清掃及び散水を行 うことで、粉じん等の発生を 低減できる。	本工事の工事施工ヤードで は、工事現場の清掃及び散水 を行い、特に強風時、乾燥時 においては、清掃及び散水の 頻度を上げる計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質、粉じん等) 騒音 振動	工事従事者へ の講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑 制、建設機械の点検及び整備 による性能維持について、工 事従事者への講習・指導を実 施することにより、二酸化窒 素、浮遊粒子状物質、騒音及び 振動の発生の低減が見込まれ る。	本工事の工事施工ヤードで建 設機械の稼働に従事する者 に対して、高負荷運転の抑制、 建設機械の点検及び整備によ る性能維持について、講習・ 指導を実施する計画とした。

上記の他、工事施工ヤードでの騒音、振動について日々計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図る。

3-3-2 水環境（水質）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-3 に示す。

表 3-3 水環境に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁り)	工事に伴う改変区域をできる限り小さくすること	工事施工ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより工事に伴う改変区域をできる限り小さくすることで、水の濁りの発生を低減できる。	本工事では仮土留めの設置範囲を小さくすることで河川護岸の改変を避け、公共用水域への影響を低減する計画とした。

工事中は、表 3-4 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに、適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-4 水環境に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁り)	工事排水の適切な処理	工事により発生する濁水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	本工事の工事施工ヤードでは、工事により発生した濁水は、回収し、適切に処分する計画とした。 なお、水の濁りは日々目視確認を行う。

3-3-3 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）

工事の計画面で実施する環境保全措置を表 3-5 に示す。

表 3-5 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）に関する計画面の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
温室効果ガス	低炭素型建設機械の採用	低炭素型建設機械（例えば油圧ショベルでは CO ₂ 排出量が従来型に比べ 10%低減）の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	現場状況に鑑み、低炭素型建設機械を使用するよう努めるとともに、低炭素型建設機械の調達に困難な場合はできる限り燃費性能の良い建設機械を使用する計画とした。
温室効果ガス	工事規模に合わせた建設機械の設定	工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	本工事の工事施工ヤードで使用する建設機械は、必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないような計画とした。

工事中は、表 3-6 の環境保全措置について、工事契約に盛り込み、確実な実施を図るとともに、適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-6 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）に関する工事実施時の環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
廃棄物等 温室効果ガス	副産物の分別・再資源化	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量、温室効果ガスの排出量を低減できる。	本工事で発生する副産物は、場内で細かく分別する計画とした。
温室効果ガス	高負荷運転の抑制	建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できる。	本工事の工事従事者に対して、建設機械の高負荷運転の防止について、講習・指導を実施する計画とした。
温室効果ガス	建設機械の点検・整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	本工事の工事施工ヤードで使用する建設機械は、法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備を行い、建設機械の性能を維持する計画とした。
温室効果ガス	工事従事者への講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検・整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの低減が見込まれる。	本工事の工事従事者に対して、建設機械の高負荷運転の防止、建設機械の点検・整備について、講習・指導を実施する計画とした。

3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮して、表 3-7 及び図 3-2 の通り計画する。

表 3-7(1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動 安全(交通) 地域交通 (交通混雑、 交通安全)	資材及び機械 の運搬に用い る車両の運行 計画の配慮	必要に応じて資材及び 機械の運搬に用いる車 両の運行ルートの変更、 分散化及び運行時間帯 の管理等を行うことによ り、二酸化窒素、浮遊 粒子状物質、騒音及び振 動の発生を低減でき、車 両の集中による交通流 への局地的な影響を回 避又は低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機械の 運搬に用いる車両の運行は、運行時 間帯を管理すると共に、できる限り 幹線道路を使用する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質、粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により資 材及び機械の運搬に用 いる車両が集中しない ことで、二酸化窒素、浮 遊粒子状物質、粉じん 等、騒音及び振動の局 地的な発生を低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機械の 運搬に用いる車両の運行について、 車両を短時間に集中させない計画と した。
大気質 (粉じん等)	荷台への防塵 シート敷設及 び散水	荷台に防塵シートを敷 設するとともに散水す ることで、粉じん等の 発生を低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機械の 運搬に用いる車両の運行について、 積込時の発生土の状況を踏まえ必要 に応じて防塵シートの敷設及び散水 を実施する計画とした(写真①)。

表 3-7(2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (粉じん等)	資材及び機械の運搬に用いる車両の出入口等の清掃、散水及びタイヤの洗浄	資材及び機械の運搬に用いる車両の出入口等の清掃、散水及びタイヤの洗浄を行うことで、粉じん等の発生を低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行について、必要に応じて車両の出入口等の清掃、散水及びタイヤの洗浄を実施する計画とした(写真②、写真③)。また、工事用車両の出入りが長時間ない場合には、適宜、出入口を閉める計画とした。
大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質) 騒音 振動 温室効果ガス	資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、騒音及び振動の発生、温室効果ガスの排出量を低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機械の運搬に用いる車両は、定期的な点検や日々の点検及び整備を行い、車両の性能を維持する計画とした。
大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質) 騒音 振動	環境負荷低減を意識した運転の徹底(資材及び機械の運搬に用いる車両の適正な運転)	資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、発生する二酸化窒素、浮遊粒子状物質、騒音及び振動を低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機械の運搬に用いる車両において、法定速度の厳守、急発進や急加速の回避をはじめとしたエコドライブの徹底をする計画とした。

表 3-7(3) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質) 騒音 振動 安全 (交通) 温室効果ガス 地域交通 (交通混雑、 交通安全)	工事従事者へ の講習・指導	資材及び機械の運搬に用い る車両の点検及び整備、環境 負荷低減を意識した運転に ついて、工事従事者への講 習・指導を実施することによ り、二酸化窒素、浮遊粒子状 物質、騒音、振動及び温室効 果ガスの発生低減が見込ま れる。また、工事用車両運転 者への交通マナーや安全確 保のルール、周辺の通学路や 通学時間帯、安全施設の設置 状況及び歩車分離区間、工事 施工ヤード予定地への出入 り時における一旦停止及び 歩行者優先等の講習・指導 は、事故発生の未然防止につ ながり、交通安全への影響を 低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機 械の運搬に用いる車両におい て、車両の点検整備等、環境負 荷低減を意識した運転、交通マ ナーや安全確保のルール、周辺 の通学路及び通学時間帯等に関 して工事従事者への講習・指 導を実施する計画とした。また、工事 用車両には、本工事の車両と認 識できるよう、工事用車両標識 を明示する計画(図 3-3)とした。
温室効果ガス	低燃費車種の 選定、積載の 効率化、運搬 計画の合理化 による運搬距 離の最適化	低燃費車種の選定、積載の効 率化、合理的な運搬計画の策 定による運搬距離の最適化 等により、温室効果ガスの排 出量を低減できる。	本工事は、工事用車両において 低燃費車種の選定に努めるとと もに、実施する工事段階に応じ た工事用車両への効率的な積載 を行う計画とした。また、偏った 施工を避け、工事の平準化を図 ることで、工事用車両の交通集 中を回避する計画とした。

表 3-7(4) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
安全（交通） 地域交通 （交通混雑、 交通安全）	工事に使用する道路、搬入時間及び法定制限速度の遵守	通学路や交通混雑の程度を把握したうえで、工事に使用する道路、搬入時間等を遵守することにより、交通安全への影響を低減できる。	通学路や交通混雑の程度を把握したうえで、工事に使用する道路、搬入時間等を設定した。また、工事用車両には、本工事の車両と認識できるように、工事用車両標識を明示する計画（図 3-3）とした。工事中は引き続き交通管理者と調整を行い、必要な対応を実施することとした。また、市道片平 27 号及び 309 号では、10 km/h 程度の速度で走行する計画とした。
安全（交通） 地域交通 （交通混雑、 交通安全）	工事計画の周知	工事を行う期間等、工事計画の内容について、案内板及びチラシ等を利用して周辺住民に周知を図ることで、交通の安全性を確保するための注意喚起を促すことができる。	工事着手前には工事説明会を開催し、工事を行う期間等については、案内板及びチラシ等を利用して、工事計画の内容について周辺住民に周知を行う計画とした。
安全（交通） 地域交通 （交通混雑、 交通安全）	交通誘導員による誘導	工事用車両の通行時には、工事施工ヤード出入口に交通誘導員を配置し、工事用車両の出入を誘導することで、安全かつ円滑な工事用車両の通行を確保することができる。	工事用車両の通行時には、工事施工ヤード出入口に交通誘導員を配置し、工事用車両の出入を誘導する計画（図 3-4）とした。

表 3-7(5) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
安全（交通）	迂回ルートの設定時に対する配慮	迂回ルートを設定する必要がある場合は、周辺の道路状況を考慮して設定することで、安全かつ円滑な通行を確保することができる。	迂回ルートを設定する必要がある場合は、周辺の道路状況を考慮して設定することで、安全かつ円滑な通行を確保する計画とした。
安全（交通） 地域交通 （交通混雑、交通安全）	車両整備の徹底	工事用車両の整備を徹底することにより、故障及び不具合による事故発生の未然防止につながり、交通安全への影響を低減できる。	本工事で使用する工事用車両については、車両整備を徹底するよう計画した。



図 3-2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減するための環境保全措置



図 3-3 工事用車両標識の明示

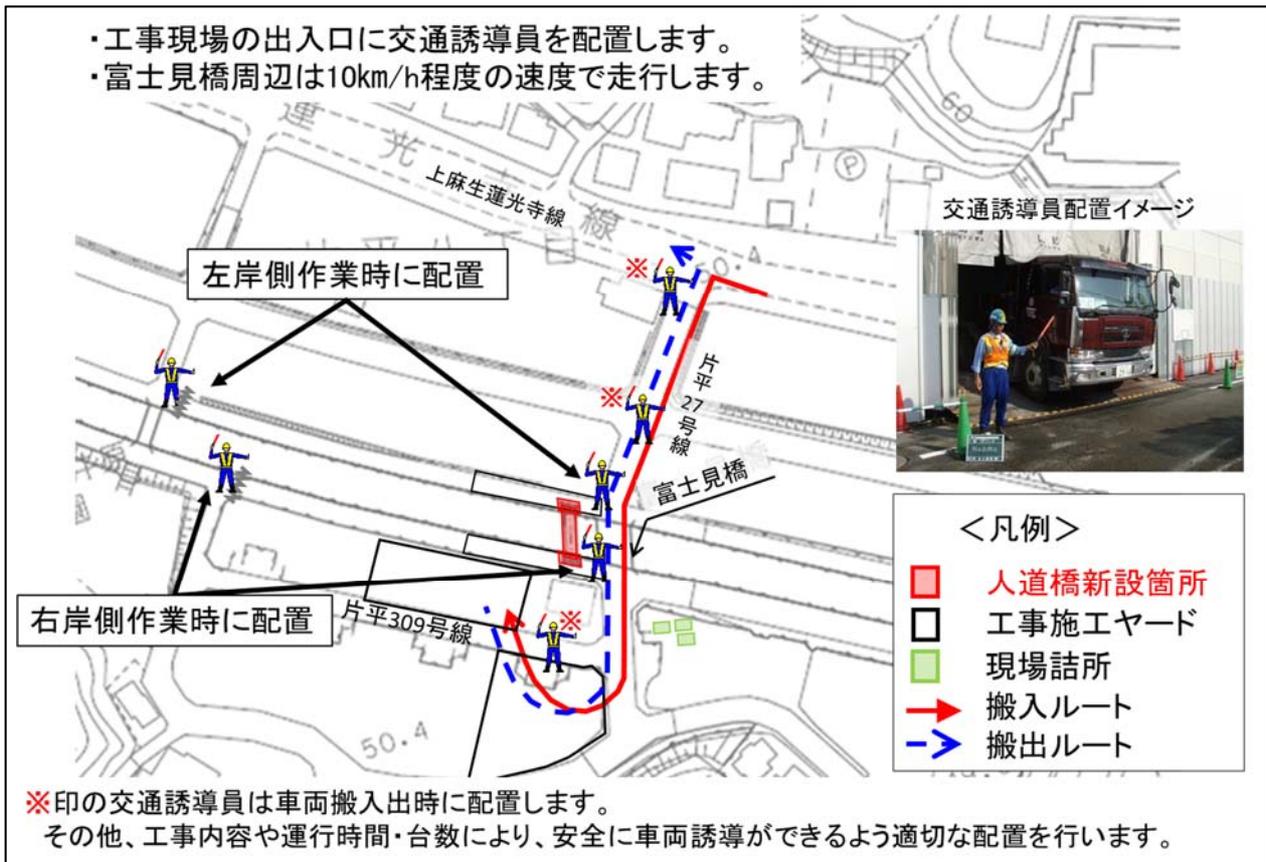


図 3-4 交通誘導員の配置

3-5 環境保全措置を実施していくにあたっての対応方針

環境保全措置を実施していくにあたっての対応方針は、以下の通りとする。

- ・環境保全措置については、工事契約に盛り込み確実な実施を図る。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、現地の状況に合わせ、設置を行う。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、定期的な設置状態や稼働状態の点検を行い、不具合のある場合には速やかに対応する。
- ・元請会社職員に対し評価書【神奈川県】、評価書【川崎市】、評価書【東京都】、【神奈川県】事後調査計画書及び【東京都】事後調査計画書の記載内容について教育したうえで、元請会社から工事関係者全員に対し具体的に実施する措置について教育を行い、確実な遂行を図る。
- ・実施状況について定期的に確認し、必要な場合は指導を行う。
- ・中央新幹線神奈川工事事務所等へ寄せられた情報について、状況をよく確認し、必要に応じて環境保全措置に反映する。

第4章 計測管理

4-1 計測管理の実施計画

工事施工ヤードでの粉じん、騒音・振動について計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図る。なお、騒音・振動は周辺からも数値を確認できる場所にモニターを設置する計画である。

図 2-1 及び図 2-6 (1) は、国土地理院発行数値地図 50000 (地図画像) を加工して、作成したものである。